1年単位の変形労働時間制に関する協定届

事業の種類事業の種類事業の名称 事業の所在地(電話番号) 常時使用する労働者数 (場別 及び特定期間 対象期間中の各日及び各週の (調18歳未満の者) 対象期間及び特定期間 対象期間中の各日及び各週の (別紙) 対象期間中の1週間の平均労 (協定の有効期間) び、当労働時間が最も長い日の労働時間が最も長い目の労働時間が最も長い目の労労働時間が最も長い国の労労働時間が最も長い国の労労働時間が移り間と超える週の最長連続週数 対象期間中の労働時間が移り間と超える週の最長連続週数 対象期間中の最も長い連続労働日数 日間 日協定の労働時間が48時間を超える週の最長連続週数 対象期間中の労働時間が48時間を超える週の最長連続週数 対象期間中の最も長い連続労働日数 日間 日間 対象期間中の労働時間が48時間を超える週の最長連続週数 対象期間中の最も長い連続労働日数 日間 日間 対象期間中の労働時間が48時間を超える週の最長連続週数 対象期間中の最も長い連続労働日数 日間 日間 対象期間中の労働時間が最も長い国の労働・対域の関係を対域の対域の関係を対域の関係を対域の関係を対域の対域の関係を対域の関係を対域の関係を対域の対域の対域の対域の関係を対域の対域の対域の関係を対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対域の対																				
該 当 労 働 者 数 (満18歳未満の者) (満18歳未満の者) 対 象 期 間 及 び 特 定 期 間 分	事業の	種	類	事	業	É O	名	称	事	業	の	所	在	地	(電	話	番	号)		る労働
(満18歳未満の者) (起 算 日) 労働時間並びに所定休日 働時間数 励 足の有効期間 (人 人 人) (別紙) 時間 分 分 労働時間が最も長い日の労働時間が最も長い固の労働時間が48時間を超える週の最長連続週数 (時間 分) 労働時間が最も長い連続労働日数 日間 対象期間中の労働時間が48時間を超える週の最長連続週数 週 対象期間中の最も長い連続労働日数 日間 対象期間中の労働時間が48時間を超える週数 日間 情略定の労働時間が最も長い連続労働日数 日間 日協定の労働時間が最も長い週の労働時間が最も長い週の労働時間が最も長い週の労働時間が最も長い週の労働時間が最も長い週の労働時間数 時間 分 旧協定の対象期間中の総労働日数 日間 協定の労働時間が最も長い週の労働時間が最も長い週の労働時間が最も長い週の労働時間数 時間 分 旧協定の対象期間中の総労働日数 日 協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法((古田 孝 職名 氏名 協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法()																				人
(人) 労働時間が最も長い日の 労働時間が最も長い日の 労働時間が最も長い固の 労働時間が48時間を超える週の最長 連続週数 時間 (満 18 歳 未 満 の 者) 労働時間が最も長い連続労働日数 日間 数(満 18 歳 未 満 の 者) 日間 対象期間中の最も長い連続労働日数 日間 旧協定の労働時間が48時間を超える週の最長 連続週数 週 対象期間中の最も長い連続労働日数 日間 日間 対象期間中の労働時間が48時間を超える週数 日間 日間 協定の労働時間が最も長い週の労働時間が最も長い日の労働時間数 日間 日協定の労働時間が最も長い週の労働時間が最も長い週の労働時間数 日間 協定の労働時間が最も長い週の労働時間が最も長い週の労働時間が最も長い日の労働時間数 日間 協定の労働時間が最も長い週の労働時間が最も長い週の労働時間数 日 協定の対象期間中の総労働日数 日 協定の成立年月日 年月日 協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法() (古田書 職名 (古田書 職名				対 ₁ (期間)								中の1	週間	の平均労	協定の有	効期間
労働時間数 (時間分) 労働時間が48時間を超える週の最長 連続週数 週 対象期間中の最も長い連続労働日数 日間 労働時間が48時間を超える週の最長 連続週数 週 特定期間中の最も長い連続労働日数 日間 旧協定の労働時間が48時間を超える週数 週 特定期間中の最も長い連続労働日数 日間 日間 日間 日間 日協定の労働時間が最も長い週の労働時間が最も長い週の労働時間が最も長い週の労働時間数 時間分間協定の対象期間中の総労働日数 日間分間 協定の成立年月日 存月 協定の成立年月日 協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(職名 (由来 職名) (本日本 職名) (本日本 職名)	(人									(別紙)					時間	j	分		
連続週数 週 対象期間中の策も長い連続労働日数 日間 対象期間中の労働時間が48時間を超える週数 週 特定期間中の最も長い連続労働日数 日間 旧協定の労働時間が最も長い週の労働時間が最も長い週の労働時間数 時間分間協定の労働時間が最も長い週の労働時間数 日協定の対象期間中の総労働日数 日 協定の成立年月日 年月日 日 協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法((大名 (大名 協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法((大名 (大名	労 働 時	間	Ž	数	(労	働時	冒	引 数									日
1 特定期間中の最も長い連続方側日数 日間 特定期間中の最も長い連続方側日数 日間 日間 日間 日間 日間 日間 日間											対象期間中の最も長い連続労働日数					ζ	日間			
日 協 定 の 対 家 期 目 働時間数 時間 分 旧協定の労働時間が最も長い週の労 時間 分 旧協定の対象期間中の総労働日数 日 協定の成立年月日 年 月 日 協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の既名 氏名 協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法(週				特定期間中の最も長い連続労働日数						ζ.	日間		
一 協																				
働時間数 時間 分 旧協定の対象期間中の総労働日数 協定の成立年月日 年 月 日 協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の職名 氏名 氏名 協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法()	旧協定	0)	対	象	期	間							動時間	が最も	ら長い	日の労	î		時間	分
協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の 協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法((本田者) 職名		時間が	が最	も長い	ハ週の	労		時間	튁	分	旧協定	の対	象期間	間中の	総労賃	助日 数	ζ			日
協定の当事者である方側組合の名称又は方側名の過十数を代表する者の氏名 協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法() () () () () () () () () ()	協定の成立	7年月	日			年	月	目												
協定の当事者(労働者の過半数を代表する者の場合)の選出方法() () () () () () () () () ()	協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半粉を仕事する者の職名																			
(c) 用来 職名	協定の当事	る者の場	合)の選)								
						_ , . • • ,				-					使用				•	

年 月 日

労働基準監督署長 殿

記載心得

- 1 法第60条第3項第2号の規定に基づき満18歳未満の者に変形労働時間制を適用する場合には、「該当労働者数」、「労働時間が最も長い日の労働時間数」及び「労働時間が最も長い週の労働時間数」の各欄に括弧書きすること。
- 2 「対象期間及び特定期間」の欄のうち、対象期間については当該変形労働時間制における時間通算の期間の単位を記入し、その起算日を括弧書きすること。
- 3 「対象期間中の各日及び各週の労働時間並びに所定休日」については、別紙に記載して添付すること。
- 4 「旧協定」とは、則第12条の4第3項に規定するものであること。

1年単位の変形労働時間制に関する協定書

- 日までの1年間を本協定の対象期間とする。 Ŕ 盐 始業時刻は Ŕ 時間 町 分とする。 # 前条の期間中の各日の所定労働時間は 日から平成 休憩は 次 町 枡 時刻は 平限 朱 巛 $^{\circ}$ 紙 紙
- 1週間の所定労働時間が1年を平均して40時間以下 となるように別紙年間カレンダーのとおり定める。 第1条の期間中における休日は、 33 《张 無
- 特定期間(対象期間中の特に業務が繁忙な期間)は定めない。 朱 4 紙
- 賃金規程に 第2条に定める所定労働時間及び法定労働時間を超えて労働させた場合は、 割増賃金を支払う。 基づき、 の条 紙
- 第1条の期間の途中に入退社した者については、同期間のうち在籍期間の所定労働時間 途中入社の場合は第1 上回る時間の割増賃金を支払う 内の実労働時間が在籍期間を平均して週40時間を上回る時は、 途中退社の場合は退社時に、 の期間の終了時に、 8 無
- パート労働者以外の労働者全員に適用する。 本協定は、 **₹** 紙
- 本協定は、妊娠中又は産後1年以内の労働者が請求した場合は、適用しない。 **%** 無
- 育児を行う者、老人等の介護を行う者、職業訓練又は教育を受ける者その他特別の配慮 40 会社は労働者代表と協議する を要する従業員に対する本協定の適用に当たっては、 £ 2° 9 然 紙
- 日までとする Щ # 日から平成 Щ # 本協定の有効期間は、平成 第10条

平成 年 月 日

事業主 (事業主氏名又は名称)

(用者職氏名) 印

労働者代表

믒